

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった平成26年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、平成26年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 1,203事業所

② 調査対象職種 76職種（行政職相当職種22職種、その他の職種54職種）

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から270事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

③ 調査実人員 初任給関係の調査職種494人、初任給関係以外の調査職種10,439人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、96,103人である。

(5) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別，企業規模別調査事業所数

	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	231事業所	97事業所	95事業所	39事業所
農 業 ， 林 業	1	0	1	0
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 ， 建 設 業	11	5	5	1
製 造 業	128	52	56	20
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ， 情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業	33	14	11	8
卸 売 業 ， 小 売 業	15	7	5	3
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	8	4	4	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	35	15	13	7

- (注) 1 上記調査事業所のほか，企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が6所，調査不能の事業所が33所あった。
- 2 調査対象事業所270所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所6所を除いた264所に占める調査完了事業所231所の割合（調査完了率）は，87.5%。
- 3 「500人以上」とは，企業規模500人以上で，かつ，事業所規模50人以上の事業所を，「100人以上500人未満」とは，企業規模100人以上500人未満で，かつ，事業所規模50人以上の事業所を，「100人未満」とは，企業規模50人以上100人未満で，かつ，事業所規模50人以上の事業所をいう。

第14表 企業規模別、職種別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	17 ^人	52.4 ^歳	680,060 ^円	0 ^円	680,060 ^円
	工 場 長	40	54.0	745,104	269	744,835
	事 務 部 長	253	53.0	664,915	1,401	663,514
	技 術 部 長	291	52.4	697,462	1,442	696,020
	事 務 部 次 長	132	50.0	610,774	2,081	608,693
	技 術 部 次 長	201	49.3	602,328	7,910	594,418
	事 務 課 長	557	46.9	523,773	32,241	491,532
	技 術 課 長	970	45.9	550,472	51,875	498,597
	事 務 課 長 代 理	147	45.9	476,006	30,623	445,383
	技 術 課 長 代 理	273	43.8	483,558	29,386	454,172
	事 務 係 長	672	41.9	413,784	69,176	344,608
	技 術 係 長	1,001	41.8	444,812	80,602	364,210
	事 務 主 任	383	40.9	373,841	63,386	310,455
	技 術 主 任	346	42.3	433,694	79,339	354,355
	事 務 係 員	2,122	35.7	291,473	38,440	253,033
	技 術 係 員	1,702	36.2	336,610	64,345	272,265

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>本表 2 規模500人以上，本表 3 規模100人以上500人未満及び本表 4 規模100人未満の 対応級欄参照</p>
<p>2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	
<p>係の長及び係長級専門職</p>	
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち課長代理 以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において職能資格等が上記主 任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	

2 規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	15 ^人	52.1 ^歳	698,872 ^円	0 ^円	698,872 ^円
	工 場 長	31	54.2	787,010	357	786,653
	事 務 部 長	173	52.7	725,779	1,528	724,251
	技 術 部 長	250	52.9	724,007	1,662	722,345
	事 務 部 次 長	113	50.2	628,065	2,516	625,549
	技 術 部 次 長	184	49.3	608,129	8,314	599,815
	事 務 課 長	418	46.2	551,129	42,239	508,890
	技 術 課 長	836	45.7	558,058	54,905	503,153
	事 務 課 長 代 理	105	44.4	488,226	22,902	465,324
	技 術 課 長 代 理	230	43.2	484,169	24,292	459,877
	事 務 係 長	457	41.2	421,256	70,680	350,576
	技 術 係 長	825	41.5	443,778	79,252	364,526
	事 務 主 任	249	41.2	395,823	70,957	324,866
	技 術 主 任	224	43.1	467,364	91,792	375,572
	事 務 係 員	1,059	35.0	306,867	44,491	262,376
	技 術 係 員	1,116	36.5	340,698	65,816	274,882

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表 9 級
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 7 級, 8 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職	行政職給料表 5 級, 6 級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3 級, 4 級
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち課長代理 以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において職能資格等が上記主 任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	行政職給料表 2 級（一部は 3 級, 4 級）
	行政職給料表 1 級

3 規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 2	歳 55.0	円 522,050	円 0	円 522,050
	工 場 長	8	52.5	601,971	0	601,971
	事 務 部 長	68	53.4	554,422	408	554,014
	技 術 部 長	31	49.5	548,496	0	548,496
	事 務 部 次 長	18	49.2	527,060	0	527,060
	技 術 部 次 長	14	49.4	498,151	1,218	496,933
	事 務 課 長	130	48.8	449,449	3,154	446,295
	技 術 課 長	109	47.4	467,054	16,384	450,670
	事 務 課 長 代 理	42	49.1	448,025	48,302	399,723
	技 術 課 長 代 理	43	47.8	479,292	64,899	414,393
	事 務 係 長	175	43.6	406,949	67,419	339,530
	技 術 係 長	125	45.8	456,043	83,323	372,720
	事 務 主 任	81	39.4	334,777	44,791	289,986
	技 術 主 任	93	42.3	385,885	60,246	325,639
	事 務 係 員	871	36.4	280,998	33,009	247,989
	技 術 係 員	459	35.5	323,558	58,739	264,819

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表7級, 8級</p>
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）</p>	
<p>2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表5級, 6級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）</p>	<p>行政職給料表4級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表3級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち課長代理 以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において職能資格等が上記主 任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表2級（一部は3級）</p>
	<p>行政職給料表1級</p>

4 規模100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-
	工 場 長	1	X	X	X	X
	事 務 部 長	12	55.3	566,741	6,375	560,366
	技 術 部 長	10	48.7	473,219	248	472,971
	事 務 部 次 長	1	X	X	X	X
	技 術 部 次 長	3	53.2	527,000	0	527,000
	事 務 課 長	9	51.1	404,114	23,111	381,003
	技 術 課 長	25	47.5	396,699	98	396,601
	事 務 課 長 代 理	-	-	-	-	-
	技 術 課 長 代 理	-	-	-	-	-
	事 務 係 長	40	45.0	324,924	53,330	271,594
	技 術 係 長	51	44.5	461,717	134,081	327,636
	事 務 主 任	53	41.5	319,332	52,267	267,065
	技 術 主 任	29	36.7	331,969	46,298	285,671
	事 務 係 員	192	36.8	250,966	30,212	220,754
	技 術 係 員	127	35.9	333,567	67,825	265,742

(注)「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下同じ。)

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>行政職給料表 6 級, 7 級</p>
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職</p>	
<p>2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	<p>行政職給料表 5 級</p>
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職</p>	<p>行政職給料表 4 級</p>
<p>係の長及び係長級専門職</p>	<p>行政職給料表 3 級</p>
<p>係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち課長代理 以上に直属し部下を有する者 係長等のいない事業所において職能資格等が上記主 任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）</p>	<p>行政職給料表 2 級（一部は 3 級）</p>
	<p>行政職給料表 1 級</p>

その2 公民給与比較の対象外職種

規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	7 ^人	52.0 ^歳	982,152 ^円	970 ^円	981,182 ^円
	研究部(課)長	84	49.5	660,646	219	660,427
	研究室(係)長	16	46.6	554,581	9,738	544,843
	主任 研究員	125	42.8	497,241	32,226	465,015
	研 究 員	173	31.3	354,690	30,952	323,738
	研 究 補 助 員	12	43.0	324,959	16,195	308,764
医 療 関 係 職 種	病 院 長	3	62.5	1,978,033	0	1,978,033
	副 院 長	4	55.3	1,583,038	60,538	1,522,500
	医 科 長	19	47.3	1,140,727	93,818	1,046,909
	医 師	51	39.4	980,369	105,879	874,490
	歯 科 医 師	1	X	X	X	X
	薬 局 長	5	47.1	506,354	4,416	501,938
	薬 剤 師	31	35.1	329,924	37,548	292,376
	診療放射線技師	43	33.1	331,770	30,623	301,147
	臨床検査技師	43	33.9	281,442	17,453	263,989
	栄 養 士	30	35.2	271,321	12,059	259,262
	理学療法士	71	30.2	299,923	15,750	284,173
	作業療法士	70	30.5	303,131	14,227	288,904
	総看護師長	11	57.3	585,740	0	585,740
	看護師長	58	48.4	421,376	28,616	392,760
	看護 師	199	36.0	348,341	52,650	295,691
	准看護 師	114	41.6	298,592	34,692	263,900
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	6	57.5	709,998	0	709,998
	大 学 教 授	39	56.6	635,438	8,215	627,223
	大 学 准 教 授	33	46.2	492,958	8,376	484,582
	大 学 講 師	15	43.7	426,563	5,325	421,238
	大 学 助 教	-	-	-	-	-
	高等学校校長	1	X	X	X	X
	高等学校教頭	5	56.9	667,128	0	667,128
	高等学校教諭	53	47.5	519,882	0	519,882

その3 再雇用者

1 規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長・工場長	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -
	事務・技術部長	8	61.9	489,743	2,427	487,316
	事務・技術部次長	3	63.5	420,527	0	420,527
	事務・技術課長	13	62.2	313,512	14,140	299,372
	事務・技術課長代理	4	60.8	266,112	6,650	259,462
	事務・技術係長	7	62.4	260,072	7,543	252,529
	事務・技術主任	2	62.0	208,454	0	208,454
	事務・技術係員	333	62.1	242,438	16,654	225,784

2 規模計 (60歳男性のみ)

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成26年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長・工場長	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -
	事務・技術部長	3	60.5	533,941	0	533,941
	事務・技術部次長	1	X	X	X	X
	事務・技術課長	1	X	X	X	X
	事務・技術課長代理	2	60.5	279,865	0	279,865
	事務・技術係長	1	X	X	X	X
	事務・技術主任	-	-	-	-	-
	事務・技術係員	78	60.5	248,060	17,465	230,595

備 考
その1の1企業規模計の備考欄参照

備 考
その1の1企業規模計の備考欄参照

第15表 民間における定期昇給制度の状況

役職 段階	項 目 企業規模	定期昇給制度あり				定期昇給制度なし %
		%	自動昇給 %	査定昇給 %	昇格昇給 %	
係 員	規 模 計	93.1	37.9	81.7	49.1	6.9
	500人以上	94.5	32.2	87.8	55.1	5.5
	100人以上 500人未満	94.9	39.4	77.0	47.1	5.1
	100人未満	85.1	48.8	78.9	39.1	14.9
課長級	規 模 計	83.1	32.5	80.7	48.2	16.9
	500人以上	80.7	23.3	88.0	49.1	19.3
	100人以上 500人未満	85.6	36.2	76.5	49.3	14.4
	100人未満	82.6	44.2	75.2	43.4	17.4

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第16表 民間における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況及び配偶者に対する家族手当の見直し予定の状況

家族手当制度が ある	配偶者に 家族手当を 支給する			配偶者に 家族手当を 支給しない (6.0%)	家族手当制度が ない 19.1%
	配偶者の手当を 見直す予定が ある [2.9%]	配偶者の手当を 見直す予定が ない [97.1%]			
80.9%	(94.0%)	[2.9%]	[97.1%]	(6.0%)	19.1%

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給月額

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	13,399円
配 偶 者 と 子 1 人	20,465円
配 偶 者 と 子 2 人	27,207円

(注) 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。
備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第17表 民間における異なる地域に事業所が所在する場合の給与の支給状況

給与の支給額が異なる	給与種目（複数回答）				給与の支給額が同じ
	基本給	地域（都市）手当	住宅手当	その他	
38.3%	5.2%	23.3%	15.7%	3.8%	61.7%

（注） 事業所が異なる都道府県に所在する事業所を100とした割合である。

第18表 民間における交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況

その1 交通用具使用者に係る通勤手当の支給状況

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別定額制	一律定額制	その他	
99.0%	(10.3%)	(70.5%)	(0.8%)	(18.4%)	1.0%

（注） 支給形態の（ ）内は、交通用具使用者に手当を支給する事業所を100とした割合である。

その2 距離段階別定額制における支給月額

距離(片道)	距離段階別定額制における支給月額						
	5km	10km	20km	30km	40km	50km	60km
支給月額	4,440 円	8,084 円	14,912 円	21,174 円	26,796 円	31,677 円	35,729 円

第19表 民間における単身赴任手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	86.9%
支給しない	13.1%
単身赴任手当の支給方法が一律定額の事業所における平均支給月額	37,915円

(注) 事業所割合は、転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。
備考 職員の場合、単身赴任手当の基礎額の現行支給月額は、23,000円である。

第20表 民間における単身赴任者に対する貸金以外の措置としての帰宅費用の支給状況

帰宅費用を支給する	年間支給回数						帰宅費用を支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
80.8%	(8.0%)	(46.4%)	(22.1%)	(19.7%)	(3.8%)	15.8回	19.2%

(注) 1 単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。
2 年間支給回数は、単身赴任手当及び貸金以外の措置として帰宅費用を支給する事業所の状況であり、()内は当該事業所を100とした割合である。

第21表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	係 員		課 長 級		部長級 (非役員)	
	一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分	一定率 (額) 分	考課査定分
規 模 計	59.2%	40.8%	55.2%	44.8%	53.7%	46.3%
500人以上	53.7	46.3	43.8	56.2	40.5	59.5
100人以上500人未満	64.3	35.7	62.4	37.6	62.9	37.1
100人未満	59.2	40.8	64.4	35.6	65.1	34.9